

○藤女子大学大学院学則

第1章 総則

(設置)

第1条 藤女子大学学則第1条の2に基づき、藤女子大学に大学院を置き、これを「藤女子大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

(目的)

第2条 本大学院は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

(自己点検・評価等)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、次の活動等を行う。

- (1) 教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント(教員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動をいう。)を実施する。

2 前項の点検及び評価等の実施に関する基本的事項は、別に定める。

(課程)

第4条 本大学院の課程は、修士課程とする。

(標準修業年限)

第5条 本大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、別に定めるところにより、当該学生(以下「長期履修学生」という。)の標準修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

(在学期間の上限)

第6条 本大学院の在学期間は、休学期間を除き4年を限度とする。ただし、長期履修学生の在学期間は、休学期間を除き6年を限度とする。

(研究科及び専攻)

第7条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

研究科	専攻
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻 食環境マネジメント専攻

(研究科及び専攻の目的)

第7条の2 ウェルビーイング学研究科は、生命と人間の尊厳という価値に由来する理念「共生社会」の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。

- (1) ウェルビーイング学専攻は、人間の生き方、生活環境及び生活課題としての福祉という3分野を基軸とする研究を行うことを通して、人間生活の多様な側面を深く学修させ、人間生活に関わ

る創造的かつ科学的な思考方法を教授し、幅広い視野と多様な価値観に培われた人間性豊かな人材を養成することを目的とする。

- (2) 食環境マネジメント専攻は、「食品品質分野」、「生体機能分野」、「栄養管理分野」の各分野で研究を行うことを通して高度化・多様化する食と健康の諸課題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、教育・研究職、病院、施設、行政、食品関連企業などにおいて、専門的能力を活かして活躍できる人材の養成を目的とする。

(定員)

第8条 研究科の入学定員及び収容定員並びに所在地は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員	所在地
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻	8名	16名	石狩市花川南4条5丁目7番地
	食環境マネジメント専攻	8名	16名	

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第9条 本大学院の学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

(休業日)

第10条 本大学院の休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 本学創立記念日（9月28日）
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
 - (5) 冬季休業 12月16日から翌年1月15日まで
 - (6) 春季休業 3月20日から3月31日まで
- 2 休業日については、必要と認める場合に変更することがある。

第3章 教員及び運営組織

(研究科長)

第11条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行う教授をもって充てる。
- 3 研究科長は、研究科委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

(研究科委員会)

第12条 本大学院に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、本大学院の授業を担当する専任の教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、本大学院の教育研究に関する重要事項を審議する。
- 4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第13条 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に専攻主任を置く。

2 各専攻の運営に関する事項は、当該専攻が別に定める。

(事務組織)

第14条 本大学院に関する事務を処理するために、必要な事務組織を置く。

第4章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育方法)

第15条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び指導教員による研究指導によって行う。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第1に定める。
- 3 研究指導に関する細目は、別に定める。

(教育方法の特例)

第15条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第16条 本大学院を修了するためには、学生は別表第2に定める科目及び単位を履修しなければならない。

- 2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、8単位を超えない範囲で他の専攻の授業科目を履修させ、これを修了要件単位のうちに含めることができる。

(成績の評価)

第16条の2 授業科目の成績の評価は、A+(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)とし、A+、A、B及びCを合格とする。

(他の大学院等における授業科目の履修と単位認定)

第17条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院等(国外の大学の大学院等を含む。)の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第18条 本大学院を修了するためには、2年以上在学し、第16条に定める授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、研究科委員会が修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題につ

いての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 修士論文の評価基準は、別に定める。

(学位論文の審査)

第19条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において別に定める審査委員会で行い、その判定は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会が決定する。

(課程修了の認定)

第20条 課程修了の認定は、研究科委員会の具申を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第21条 本大学院を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する修士の学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学位
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻	修士(人間生活学)
	食環境マネジメント専攻	修士(食物栄養学)

(教育職員免許状)

第22条 本大学院において、教育職員免許状(中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、授業科目中より教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

2 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	食環境マネジメント専攻	栄養教諭専修免許状	

第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、留学及び除籍

(入学資格)

第23条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (6) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第24条 入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、研究科委員会が十分な理由があると認めるときは、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

(入学の出願)

第25条 入学志願者は、所定の入学願書等に検定料を添付して提出しなければならない。

(入学者の決定)

第26条 入学志願者に対しては、別に定める入学試験を行う。

第27条 入学試験の結果合格した者は、別に定める入学の手続きを取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第28条 病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署の上、休学を願い出ることができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることがある。

(休学期間)

第29条 休学の期間は、当該年度を超えることはできない。なお、引続き休学を希望する場合は、あらかじめ休学願を提出しなければならない。ただし、休学期間は通算2年を超えることはできない。

2 休学期間は第18条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中においても、その事由が消滅した場合は、復学を願い出ることができる。

(退学)

第31条 退学を希望する者は、保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第32条 退学した者が再入学を願い出た場合、研究科委員会において審査の上、学長がこれを許可することができる。

(留学)

第33条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、外国の大学院又はこれに相当する教育・研究機関等に留学することができる。

2 留学の期間は1年とし、これを延長する必要がある場合は、1年ごとに申請するものとする。ただし、留学期間は、原則として2年を超えることはできない。

3 留学期間中、外国の大学院において取得した単位については、第17条の規定を準用する。

(除籍)

第34条 次に該当する者は、除籍する。

- (1) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第6条の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (3) 学生納付金を納付期日を過ぎて督促して、なお納付しなかった者

第7章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第35条 本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の履修を希望する者がいるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可し、履修科目の単位を認定することができる。

(聴講生)

第36条 本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の聴講を希望する者がいるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

(特別聴講学生)

第36条の2 他の大学院の学生で、本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の履修を希望する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可し、履修科目の単位を認定することができる。

2 特別聴講学生に関する規定は別に定める。

(特別研究生)

第37条 本大学院において、特定の課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、選考の上、特別研究生として入学を許可することができる。

2 特別研究生となることのできる者は、本大学院学則第23条の資格を有する者及び他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき認められた当該大学院に在籍するものとする。

3 特別研究生の期間は、1年以内とする。ただし、審査の上、期間延長を許可することができる。

(委託生)

第38条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生としてこれを許可することができる。

(外国人留学生)

第39条 本大学院に、外国人留学生として入学を志願する者には、別に定めるところにより選考の上、入学を許可することができる。

第8章 入学検定料及び学生納付金

(学生納付金等)

第40条 入学検定料及び学生納付金については、別表第3及び別表第4の定めるところによる。ただし、長期履修学生に係る学生納付金については、別表第5の定めるところによる。

2 休学する者には、前期または後期の全期間にわたる場合に各期につき50,000円の在籍料を徴収する。ただし、第41条第1項のただし書きに該当する者は除く。

(学生納付金の減免等)

第41条 所定の期日までに休学願を提出した場合に限り、休学期間中の授業料は徴収しない。ただし、学期の中途において休学もしくは復学した者は、その全期間の授業料を徴収する。

2 学年の途中で退学する者は、学生納付金を納付しなければならない。ただし、所定の期日までに退学願を提出した場合に限り、その期間の学生納付金を徴収しない。

3 修了延期者の授業料その他の納付金は、別に定める。

第42条 いったん納入した入学検定料、学生納付金は返還しない。

第43条 成績優秀、品行方正にして、経済的援助を必要とする学生に対し、入学後の授業料の全部又は一部を免除し、または貸与することがある。

第9章 懲戒

(懲戒)

第44条 本大学院学則に違反し、その他学生の本分にもとる行為をなした者は、研究科委員会の具申を経て、学長がその軽重によりこれを懲戒処分とすることができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する学生に対して

行う。

- (1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 正当の理由がなくして欠席が長期にわたる者

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 2004年3月31日に人間生活学研究科人間生活学専攻に在学する者にかかる授業科目については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 2006年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 2007年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 2008年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 2011年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2013年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2014年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2016年3月31日に在学する者にかかる授業科目の成績の評価については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 2018年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2020年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2022年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 2023年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 2024年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2025年3月22日から施行する。
- 2 2025年3月31日まで休学する者については、第40条は従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 2025年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

3 各学部各学科の収容定員は第8条の規定にかかわらず、2025年度は次のとおり定める。

研究科 専攻 年度	ウェルビーイング学研究科		人間生活学研究科	
	ウェルビーイング学専攻	食環境マネジメント専攻	人間生活学専攻	食物栄養学専攻
2025年度	8名	8名	8名	8名

附 則

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 2026年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 ウェルビーイング学研究所 授業科目

(1) ウェルビーイング学専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
科 基 礎	ウェルビーイング学特講	2		2	
人 間 生 活 分 野	人間生活学特講Ⅰ(人間生活学概論)	2		2	
	人間生活学特講Ⅱ(生活と教育)	2		2	
	人間生活学特講Ⅲ(生活と思想)	4		4	
	人間生活学特講Ⅳ(生涯発達と学習)	4		4	
	人間生活学特講Ⅴ(子どもと社会)	2		2	
	人間生活学特講Ⅵ(発達心理)	2		2	
	人間生活学特講Ⅶ(運動と健康)	2		2	
	人間生活学演習Ⅰ	4		4	
	人間生活学演習Ⅱ	4		4	
	人間生活学演習Ⅲ	4		4	
	人間生活学演習Ⅳ	4		4	
生 活 環 境 分 野	生活環境学特講Ⅰ(都市環境論Ⅰ)	2		2	
	生活環境学特講Ⅱ(都市環境論Ⅱ)	2		2	
	生活環境学特講Ⅲ(生活環境論)	4		4	
	生活環境学特講Ⅳ(家族と生活文化)	4		4	
	生活環境学特講Ⅴ(人間生活と食文化)	2		2	
	生活環境学特講Ⅵ(人間生活と衣文化)	2		2	
	生活環境学演習Ⅰ	4		4	
	生活環境学演習Ⅱ	4		4	
	生活環境学演習Ⅲ	4		4	
生 活 福 祉 分 野	生活福祉学特講Ⅰ(障害と福祉Ⅰ)	2		2	
	生活福祉学特講Ⅱ(障害と福祉Ⅱ)	2		2	
	生活福祉学特講Ⅲ(医療と福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅳ(地域福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅴ(経済と福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅵ(子どもと福祉)	2		2	
	生活福祉学演習Ⅰ	4		4	
	生活福祉学演習Ⅱ	4		4	
	生活福祉学演習Ⅲ	4		4	
特別研究		6	6		
計		100	6	94	

(2) 食環境マネジメント専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
科 基 目 礎	食物栄養学概論	2		2	
	栄養統計学概論	2		2	
食 品 品 質 分 野	食品品質学特論Ⅰ	2		2	
	食品品質学演習Ⅰ	4		4	
	食品品質学特論Ⅱ	2		2	
	食品品質学演習Ⅱ	4		4	
	食品品質学特論Ⅲ	2		2	
	食品品質学演習Ⅲ	4		4	
	食品加工機能学特論	2		2	
生 体 機 能 分 野	生体機能学特論Ⅰ	2		2	
	生体機能学演習Ⅰ	4		4	
	生体機能学特論Ⅱ	2		2	
	生体機能学演習Ⅱ	4		4	
	生体機能学特論Ⅲ	2		2	
	生体機能学演習Ⅲ	4		4	
栄 養 管 理 分 野	公衆栄養学特論Ⅰ	2		2	
	公衆栄養学演習Ⅰ	4		4	
	公衆栄養学特論Ⅱ	2		2	
	公衆栄養学演習Ⅱ	4		4	
	公衆栄養学特論Ⅲ	2		2	
	栄養管理学特論Ⅰ	2		2	
	栄養管理学演習Ⅰ	4		4	
	栄養管理学特論Ⅱ	2		2	
	栄養管理学演習Ⅱ	4		4	
	栄養管理学特論Ⅲ	2		2	
	栄養管理学特論Ⅳ	2		2	
	共 通	食環境とウェルビー イング概論	4	4	
食物栄養学研究法 特 別 研 究		4 6	4 6		
	計	86	14	72	

別表第2 ウェルビーイング学研究科 履修方法と修了必要単位数

(1) ウェルビーイング学専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	特別研究
必修単位			6単位 (*1)
選択必修単位	6単位以上 (*2)	4単位以上 (*3)	
選択単位	14単位以上 (*4)		
修了必要単位数合計	30単位以上		

*1 所属する分野の特別研究を必修とする。

*2 指導教員が単独で担当する講義及び演習各1科目を選択必修とする。

*3 所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択必修とする。

*4 他の専攻の授業科目は、8単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。

また、他の大学の大学院等で修得した単位は10単位まで選択単位として算入できる。

(2) 食環境マネジメント専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	食物栄養学 研究法	特別研究
必修単位		4単位	4単位 (*1)	6単位 (*1)
選択必修単位	6単位以上 (*2)	6単位以上 (*3)		
選択単位	4単位以上 (*4)			
修了必要単位数合計	30単位以上			

*1 指導教員が担当する特別研究と食物栄養学研究法を必修とする。

*2 指導教員が担当する講義及び演習1科目を選択必修とする。

*3 所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択必修とする。

*4 他の専攻の授業科目は、8単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。

また、他の大学の大学院等で修得した単位は10単位まで選択単位として算入できる。

別表第3 入学検定料

検 定 料	30,000 円
-------	----------

別表第4 授業料その他の納付金

年度	学部・学科		学 年	費	目	備 考
2026 年度学生 納付金一 覧	ウエルビー イング学 研究科	ウエル ビー イン グ学 専攻	1年次	入学金 授業料（年額） 教育充実費（年額）	150,000 円 700,000 円 100,000 円	本学の卒業生に ついては、入学 金を免除す る。
			2年次	授業料（年額） 教育充実費（年額）	700,000 円 100,000 円	
		食環 境マ ネジ メント 専攻	1年次	入学金 授業料（年額） 教育充実費（年額）	150,000 円 700,000 円 200,000 円	
			2年次	授業料（年額） 教育充実費（年額）	700,000 円 200,000 円	

別表第5 長期履修学生に係る授業料その他の納付金

年度	研究科	専攻	履修計画年 数	学 年	費	目	備 考
2026 年度学生 納付金一 覧	ウエル ビー イン グ学 研究 科	ウエル ビー イン グ学 専攻	3 年	1年次	入学金 授業料（年額） 教育充実費（年額） 合 計	150,000 円 470,000 円 70,000 円 690,000 円	本学の卒業生に ついては、入学 金を免除する。
				2年次	授業料（年額） 教育充実費（年額） 合 計	470,000 円 70,000 円 540,000 円	
				3年次	授業料（年額） 教育充実費（年額） 合 計	460,000 円 60,000 円 520,000 円	

			4年	1年次	入学金	150,000	円
					授業料 (年額)	350,000	円
					教育充実費 (年額)	50,000	円
					合 計	550,000	円
				2年次	授業料 (年額)	350,000	円
					教育充実費 (年額)	50,000	円
					合 計	400,000	円
				3年次	授業料 (年額)	350,000	円
			教育充実費 (年額)	50,000	円		
			合 計	400,000	円		
		4年次	授業料 (年額)	350,000	円		
			教育充実費 (年額)	50,000	円		
			合 計	400,000	円		
		食環境マネジメント専攻	3年	1年次	入学金	150,000	円
					授業料 (年額)	470,000	円
					教育充実費 (年額)	140,000	円
				合 計	760,000	円	
			2年次	授業料 (年額)	470,000	円	
				教育充実費 (年額)	140,000	円	
				合 計	610,000	円	
			3年次	授業料 (年額)	460,000	円	
			教育充実費 (年額)	120,000	円		
			合 計	580,000	円		
	4年	1年次	入学金	150,000	円		
			授業料 (年額)	350,000	円		
			教育充実費 (年額)	100,000	円		
			合 計	600,000	円		
		2年次	授業料 (年額)	350,000	円		
			教育充実費 (年額)	100,000	円		
			合 計	450,000	円		
		3年次	授業料 (年額)	350,000	円		
			教育充実費 (年額)	100,000	円		
			合 計	450,000	円		
		4年次	授業料 (年額)	350,000	円		
			教育充実費 (年額)	100,000	円		
			合 計	450,000	円		